

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 8 月 13 日

分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長 山本 茂

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 根釧西部森林管理署真竜・標茶森林事務所屋根・外壁改修工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 北海道川上郡標茶町川上 10 丁目 35 番 7
- (3) 工事内容 森林事務所の屋根・外壁改修工事（入札説明書及び工事仕様書による。）
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 22 日まで
- (5) 本工事の入札は、適正かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案書等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。
- (6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、「大気汚染防止法」（令和 2 年法律第 39 号による改正）及び石綿障害予防規則（令和 2 年厚生労働省令第百三十四号による改正）に基づき、施工業者（元請業者等）が、都道府県、労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して、総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を入札参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 7・8 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」の等級が C 又は D の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。
- なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所所長、森林管理局長、森林管理（支）署長、森林管理事務所長、治山センター所長、及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号 林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。
- 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記の基準を満たす施工実績を有することとする。
- 同種工事：北海道において建築一式工事（新築工事、改修工事、外壁・屋根工事等）の施工実績を有する者。
- (5) 当該工事に係る簡易な施工計画（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。
- ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。
- ① 1級若しくは2級建築施工管理技術士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有する者をいう。
- ② 監理技術者にあっては、上記①に定める資格のうち1級以上の国家資格を有する者であって、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ③ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負約指名停止等措置要領制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。（工事成績評定を実施した工事である場合）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 技術提案書等の提出

本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和 7 年 8 月 14 日から令和 7 年 8 月 27 日の 9 時から 17 時（12 時から 13 時までを除く。）まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。
- ② 提出先：根釧西部森林管理署 総務グループ
電話：0154-41-7126
メールアドレス：h_konsenseibu@maff.go.jp
- ③ その他：提出は、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による者とし、郵送または FAX によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記②に示す場所に持参すること。

- (3) 上記(2)の①に規定する期限までに提出しない者又は提出した技術提案書等に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式（簡易型）に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
- ② 上記 2 の(5)の技術提案書、上記 3 の(1)の資料で示された実績等により最大 30 点の加算点を与える。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び評価項目ごとの評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目の指針となる事項

- ① 企業に関する項目
 - A 指定工種の工事成績
 - B 指定工種の施工に関する表彰実績
 - C 地域への貢献活動
 - D 地域精通度
 - E 同種工事の施工実績
 - F ISO 認証取得
 - G ワーク・ライフ・バランス等の推進、
 - H 賃上げ実施の取組
- ② 配置予定技術者に関する項目
 - A 指定工種の配置予定技術者の保有資格
 - B 同種工事の配置予定技術者の従事経験

- C 指定工種の配置予定技術者の工事成績
- D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績
- ③ 簡易な施工計画に関する項目
 - A 施工計画に対する提案
 - B 工程管理に対する提案
 - C 発注者が指定した課題への対応
 - D 品質管理に対する提案

(3) 加算点

加算点は、上記(2)のアの項目で最大12点、イの項目で最大6点、ウの項目で最大14点の計32点とする。

ただし、評価点の満点が30点を超えることから、得られた評価点に30/32を乗じた数値を加算点として与える。

(4) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格、技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋加算点)／(入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒085-0825 北海道釧路市千歳町6番11号
根釧西部森林管理署 総務グループ
電話：0154-41-7126
メールアドレス：h_konsenseibu@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和7年8月14日から令和7年9月16日まで（休日を除く。）の9時から17時（12時から13時を除く。）まで。
- ② 場 所：〒085-0825 北海道釧路市千歳町6番11号
根釧西部森林管理署 総務グループ
電話：0154-41-7126
- ③ 方 法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。
<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/ippan.html>

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

- ① 電子入札システムによる場合
 - 入札開始日時 令和7年9月11日9時00分
 - 入札締切日時 令和7年9月17日10時00分
- ② 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、令和7年9月17日9時45分までに根釧西部森林管理署会議室へ持参の上、入札すること。
- ③ 開札は、令和7年9月17日10時00分に根釧西部森林管理署会議室にて行う。

- ④ 紙入札による競争入札の執行に当たっては、分任支出行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行釧路支店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁 根釧西部森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等(電磁的記録により発行された保証証書等をいう。)を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

③ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事内訳書未提出の入札は無効とする。

(5) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
- ④ 上記①の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1条第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 : 要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5(2)－②に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) 及び (3) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に上記 2 (2) に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 申請書及び資料の内容のヒアリング

申請書及び資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。
なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する

(11) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、「入札説明書及び電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務）」（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望するものは、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞資料 7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)

をご覧ください。